

見える化通信

障がい児等の家族の両立支援 通学支援体制の充実を



障がい児、医療的ケアが必要な子の家族にとって、育児・ケアと仕事を両立することは非常に難しいものとなっています。特に通学の送り迎えは保護者の就労の壁となっており、付き添いなしで登下校できる支援体制の整備が求められます。

電機連合 総合産業・社会政策部門

労働と福祉の両面から環境整備を

障がい児等の家族が安心して働き続けられるようにしていくためには、労働・福祉の両面から環境整備を図っていくことが重要です。障がいのある子どもの場合、成長とともにケアの負担が軽減されるとは限らず、育児・ケアの長期化が課題の一つとなっています。

電機連合では2022年に「障がい者支援ガイドライン」を策定しました。ガイドラインでは職場における障がい者が働きやすい環境整備の推進にとどまらず、障がい児等の家族への両立支援を盛り込みました。具体的には、組合員の個別のニーズ・事情を把握し、柔軟な働き方や休暇制度の導入、あるいは既存の制度の柔軟な運用を求めることなどを明記しています。

なお、両立支援にあたっては、今年6月に示された厚生労働省「今後の仕事と育児・介護の両立支援に関する研究会」の報告で、「障がい児を育てる親等、個別のニーズに配慮した両立支援」の視点が初めて盛り込まれました。今後は厚生労働省の審議会で具体的な両立支援策についての議論を経て、2024年の通常国会に育児・介護休業法の改正案が提出される予定となっており、どこまで対応が進むか注目されます。



就労継続には通学支援などの課題が残る

2021年に「医療的ケア児支援法」が成立し、法の目的に家族の離職防止が盛り込まれるなど、国レベルで支援に向けた環境整備の検討が進んでいます。しかし、現行の福祉サービスは保護者の就労支援を目的としておらず、就労継続を難しくする様々な課題があることが職場の声から明らかとなりました。例えば「遠方の専門病院へ通院しなければならぬ」「学校への送迎や急な呼び出しもあり両立が難しい」「移動支援は余暇に利用できても通園・通学に使えないため毎日送り迎えをしている」といった声などが寄せられ、とくに通学支援の充実を求める声

が複数ありました。

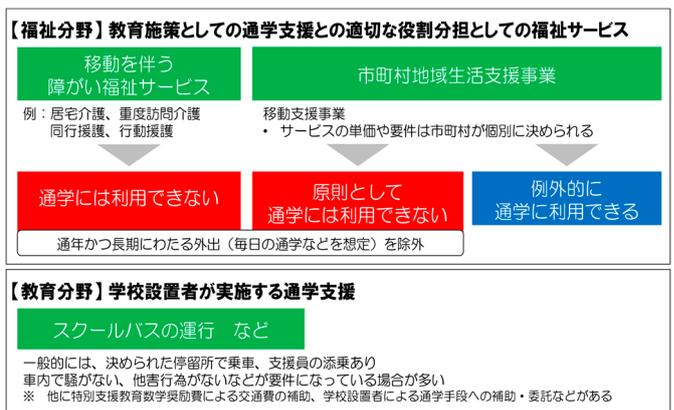


福祉サービスは日常の通学に利用できない

障がいのある子の通学支援としてスクールバスの運行などがあります。また、障害福祉サービスの地域支援事業として移動支援事業があり、自治体が主体となって実施していますが、通学ルートを覚えるための訓練など一時的・例外的なものに限る自治体が多くなっています。通年かつ長期にわたる外出にあたるとして、日常の通学には原則、利用できません(図表)。

そのためスクールバスを利用できない場合、保護者が登下校の付き添いをする必要があります。また、保護者が体調不良等で送迎できないときは休ませなければならぬなど、そのしわ寄せが子どもにも及んでいるのが現状です。

図表 福祉分野と教育分野の役割分担



付き添いなしでも通学できるような支援の充実を

障がい児等の家族の仕事と育児・ケアの両立を支援するため、国レベルで福祉サービスの整備を行っていくことが重要です。今回例示したように、通年かつ長期にわたる外出である通学などにも利用可能にするなど、移動支援の整備や充実もその一つとなっています。また、一部の自治体では「障害児通学支援事業」を独自で実施し、一人で通学が困難な児童・生徒を対象に、通学ヘルパーを派遣する事業を行っているところがあります。自治体においてもこうした事例を参考に、保護者の付き添いなしで通学できるようにするなど通学支援体制の充実を図っていくことが求められます。

出所：NPO法人全国移動サービスネットワーク「障がい児・者の通学通学支援プロジェクト報告書〔1〕」をもとに電機連合作成